

葬祭組合告示第7号

平成29年11月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年10月2日

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合
管 理 者 小 坂 泰 久

1. 日 時 平成29年11月2日(木)午後3時15分
2. 場 所 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合会議室(2階)

平成29年11月

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会会議録

○招集日時

平成29年11月2日（木曜日）午後3時15分

○招集場所

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 会議室（2階）

○出席議員（8名）

1番	高木大輔	佐倉市議会選出
2番	五十嵐智美	佐倉市議会選出
3番	押尾豊幸（議長）	佐倉市議会選出
4番	森本次郎	四街道市議会選出
5番	高橋絹子	四街道市議会選出
6番	中島康一	四街道市議会選出
7番	浜口信昭	酒々井町議会選出
8番	高崎長雄（副議長）	酒々井町議会選出

○欠席議員（なし）

○執行部

管理者	小坂泰久	酒々井町長
副管理者	蕨和雄	佐倉市長
副管理者	佐渡 齊	四街道市長

○議案説明のための出席者職氏名

事務局長	川口博之
事務局主幹	中村 忍
事務局副主幹	寺本真也
施設管理班長	織田勝広

会計管理者	木村修一	酒々井町会計管理者
-------	------	-----------

○構成市町出席職員

佐倉市	井坂幸彦	環境部長
佐倉市	向後昌弘	生活環境課長

四街道市	本田耕資	環境経済部長
四街道市	麻生裕文	環境政策課長
酒々井町	芝野芳弘	経済環境課長

○議会事務局出席職員

事務局主査 馬場樹里

○連絡員

施設管理班 相京夕起夫
副班長

○会期

平成29年11月2日（木曜日） 1日

○議事日程

平成29年11月2日（木曜日）午後3時15分開議

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議案の上程、質疑、討論、採決

○議案

- 議案第1号 平成28年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第2号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第3号 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎開会の宣告

午後3時26分 開会

- 議長（押尾豊幸） ただいまの出席議員は8名であります。議員定数の過半数に達しております。よって、平成29年11月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会は成立をいたしました。これより定例会を開会いたします。
-

◎諸般の報告

- 議長（押尾豊幸） 日程第1、諸般の報告を行います。
初めに、監査委員より例月出納検査の実施報告がありました。その写しをお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（押尾豊幸） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員の指名は、会議規則第81条の規定により、議席番号2番、五十嵐智美議員及び議席番号4番、森本次郎議員の両名を指名いたします。
-

◎会期の決定

- 議長（押尾豊幸） 日程第3、会期の決定をいたします。
お諮りいたします。本定例会の会期は、会議規則第5条第1項の規定により、本日1日といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（押尾豊幸） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日と決しました。
-

◎議案の上程

- 議長（押尾豊幸） 日程第4、議案を上程いたします。
お諮りいたします。議案第1号から議案第3号までを一括議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（押尾豊幸） ご異議なしと認めます。
よって、議案第1号から議案第3号までを一括議題とします。
それでは、管理者に提案理由の説明を求めます。

○管理者（小坂泰久） 議長。

○議長（押尾豊幸） 小坂管理者。

○管理者（小坂泰久） 管理者の小坂泰久でございます。本日ここに平成29年11月……

○議長（押尾豊幸） 管理者、着座で結構ですから。

○管理者（小坂泰久） そうですか。では、着座にて提案させていただきます。

平成29年11月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位

におかれましては公私ともご多忙中にもかかわらず全員のご出席を賜りまして、本会議が成立しましたことに対しまして心からお礼を申し上げます。

ただいまから本定例会に提案いたしました議案3件につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号は、平成28年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定を求めるものでございます。

以下、決算の概要について申し上げます。

平成28年度の歳入決算額は3億826万9,479円で、対前年度比4%の増となっております。

歳入の主なものといたしましては、構成団体からの負担金が主な財源となっております。そのほかに施設使用料、財政調整基金繰入金、前年度繰越金などがございます。

歳出決算額は2億8,289万4,911円で、対前年度比4.1%の増となっております。

歳出の主なものといたしましては、施設の管理運営費、人件費などによるものでございます。

歳入歳出の差し引き残高は2,537万4,568円でございます。

議案第2号は、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

人事院規則の改正に伴い、再度の育児休業の取得等ができる特別の事情に、保育所の利用を希望しながら当面その実施が行われない旨を明記しようとするものであります。

議案第3号は、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

職員の通勤手当について、普通自動車等の使用者に係る経過措置を削除しようとするものであります。

以上、概要につきまして申し上げます。細部につきましては、事務局より説明させていただきます。

何とぞご審議の上、ご可決くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

以上です。

○議長（押尾豊幸） ありがとうございます。

続いて、事務局長から議案の補足説明を求めます。

○事務局長（川口博之） 議長。

○議長（押尾豊幸） 事務局長。

○事務局長（川口博之） それでは、議案に対する細部説明をさせていただきます。

まず、議案第1号 平成28年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。お手元にお配りしております決算書の次についておりますが、主要施策の成果説明書の2ページをごらんいただければと思います。中段でございますが、(2)、一般会計款別決算額の歳入についてでございます。まず、歳入の合計額でございます。3億826万9,479円でございます。前年度と比較いたしまして1,174万110円、4%の増ということでございます。主な増の要因といたしましては、組合外火葬件数の増によります使用料の増加及び前年度決算に伴います繰越金の増によるものでございます。

歳入の主なものといたしましては、1款分担金及び負担金2億1,192万1,000円、構成費が68.7%、2款使用料及び手数料8,197万2,700円、構成比が26.6%でございます。この2つの歳入で95.3%を占めておりまして、組合の主な財源となっております。その他といたしましては、3款財産収入2万2,392円、

4 款繰入金154万円、5 款繰越金1,240万円、6 款諸収入41万3,387円で4.7%ということとなっております。

続きまして、ページをおめくりいたしまして歳出についてでございます。歳出の合計額につきましては2億8,289万4,911円、前年度と比較いたしまして1,117万3,806円、4%の増ということでございます。増の主な要因につきましては、人事交流、人事異動等に伴う職員の増による人件費等の増加によるものでございます。

歳出の主なものといたしましては、総務費1億2,702万4,370円、構成費44.9%、事業費1億5,534万3,147円、54.9%ということで、こちらが歳出の主なものということでございます。そのほかといたしましては、議会費といたしまして44万2,394円、諸支出金8万5,000円、2つ合わせまして0.2%ということになっております。

それでは、決算書のほうをごらんいただきたいと思います。成果説明書の前のほうについておりますが、こちらのほうめくっていただきまして、5ページ、6ページの事項別明細書によりましてご説明をさせていただきます。

初めに、1 款分担金及び負担金でございます。佐倉市、四街道市、酒々井町からの組合に対する管理運営負担金といたしまして2億1,192万1,000円が収入済みでございます。内訳といたしましては、備考欄をごらんいただきたいと思います。佐倉市さんが1億1,660万円で55.02%、四街道市さんが7,371万8,000円で34.79%、酒々井町さんが2,160万3,000円で10.19%となっております。

次に、2 款使用料及び手数料でございます。当初予算額8,300万円に補正で244万8,000円を減額いたしまして予算現額8,052万7,000円でございます。火葬場使用料等といたしまして8,194万7,200円が収入済みとなっております。

それではまた、成果説明書のほうをお開きいただきたいと思います。さくら斎場の使用状況についてご説明いたします。成果説明書15ページをお開きいただきたいと思います。こちらのほう使用料の総括表となっております。火葬場の使用料等といたしましては、先ほどご説明いたしましたが、合計といたしまして8,194万7,200円ということでございます。内訳につきましては、火葬場の使用料が2,739件、組合内が38件の減、組合外が22件の増、192万4,500円の増ということでございます。

なお、火葬場使用料の各区分ごとの火葬件数及び使用料につきましては、16ページ、17ページの①から③をごらんいただければと思います。

次に、18ページ左側、④、待合室使用料でございます。合計欄をごらんいただきたいと思います。件数につきましては559件、前年度比で6件の減、3万2,400円の減でございます。

続いて、⑤、霊安室使用料でございます。件数といたしまして433件、前年度比といたしまして29件の増、7万6,680円の増ということでございます。

ページをおめくりいただきまして、19ページでございます。左側、⑥、式場利用料でございます。合計件数といたしまして529件、前年度比3件の増、29万1,600円の増ということでございます。

右側、7番目、告別室、第3告別室の特別使用料でございますが、56件、前年度比といたしまして9件の増、4万8,600円の増となっております。

次に、20ページ、諸証明手数料につきましては、分骨等の諸証明手数料といたしまして85件分、2万5,500円を収入済みでございます。

再度決算書のほうにお戻りいただきまして、5ページ、6ページをごらんいただきたいと思います。

3款財産収入でございますが、当初予算額4万5,000円に補正で1万4,000円を減額いたしまして予算現額3万1,000円でございます、収入済額2万2,392円につきましては財政調整基金等の預金利息でございます。

4款繰入金は、当初予算490万円に補正で336万円を減額いたしまして154万円を財政調整基金から繰り入れをしたものでございます。

5款繰越金は、前年度からの繰越金でございます、当初予算額350万円に補正で890万円を増額いたしまして1,240万円でございます。

6款諸収入は41万3,380円が収入済みでございます、ページをおめくりいただきまして、預金利子といたしまして歳計金の預金利子1,578円、雑入といたしまして売店電気使用料等といたしまして41万1,809円が収入済みでございます。

以上、歳入合計といたしまして3億826万9,479円でございます。

ページをおめくりいただきまして、歳出の関係でございます。議会費につきましては、当初予算額36万4,000円に補正で14万6,000円を増額いたしまして、予算現額51万円、支出済額44万2,394円でございます。主な内容といたしましては、議員報酬、会議録データの作成業務委託ということでございます。

なお、組合議員定数につきましては、平成29年1月より組織改編に伴います規約改正によりまして7名より8名と、1名増となっているものでございます。

続きまして、2款総務費でございます。当初予算1億1,761万7,000円に補正で1,390万7,000円を増額いたしまして、予算現額1億3,152万4,000円でございます、1億2,702万4,370円が支出済でございます。

2款総務費、1目一般管理費、報酬9万円でございますが、こちらにつきましては情報公開・個人情報保護審査会を1回開催いたしまして、委員さん3名分の報酬でございます。

次に、給与、職員手当等共済費につきましては、職員12名及び特別職の人件費でございます、総務費の約90%を占めている状況でございます。

賃金302万8,370円につきましては、事務補佐員4名分の賃金でございます。

一番下のほうになりますが、委託料でございます。委託料176万4,217円につきましては、ページをめくっていただきまして、備考欄のほうでございますが、公会計制度導入に伴います財務会計システムの環境調整及び複写機の保守委託に関するものでございます。

使用料及び賃借料390万7,900円につきましては、財務会計、給与計算システムの機器賃借料でございます。

備品購入費48万6,432円につきましては、主なものといたしまして公会計専用のノートブックパソコン、規約改正に伴います執行部及び議員定数の増に対応いたしまして会議用のマイク及び椅子等の購入を行ったものでございます。

2項監査委員費7万5,022円につきましては、例月出納検査、決算審査等に伴います監査委員さん2名の報酬及び旅費でございます。

続いて、3款事業費でございます。こちらにつきましては、先ほど来ごらんいただいております成果説明書の9ページ以降をあわせてごらんいただければと思います。事業費につきましては、当初予算額1億8,375万6,000円に補正で1,107万7,000円を減額いたしまして、予算現額1億7,267万9,000円で、1億5,534万3,147円が支出済でございます。

需用費につきましては3,249万7,293円でございます、こちらにつきましては斎場施設の維持管理にかかります消耗品、光熱水費、修繕料等でございます。

委託料6,968万6,725円につきましては、火葬炉前の接客及び電話対応、斎場受付等の火葬棟管理業務委託といたしまして3,041万9,712円、夜間管理及び施設内外の日常清掃等の施設維持管理業務といたしまして1,392万6,552円、敷地内の清掃、除草及び樹木剪定等の緑地帯管理業務委託としまして793万8,000円など、施設の維持管理及び斎場運営に伴う各種業務委託を行ったものでございます。

ページをおめくりいただきまして、工事請負費でございます。工事請負費につきましては4,921万5,600円でございます、修景調整池土留等工事といたしまして291万6,000円、エレベーター2号機油圧ポンプ等改修工事といたしまして334万8,000円、収骨室床改修工事といたしまして329万4,000円、火葬炉設備改修工事といたしまして3,909万6,000円等を実施いたしましたものでございます。

一番下のところになります。備品購入費329万4,413円につきましては、ページをおめくりいただきたいと思えます。ラウンジ等に設置いたします椅子及びテーブル等の購入を行ったものでございます。

4款諸支出金8万5,000円につきましては、財政調整基金及び施設整備基金にそれぞれ基金利子等の積み立てを行ったものでございます。

以上、歳出合計といたしまして2億8,289万4,911円でございます。

次に、ページをおめくりいただいて、17、18ページをごらんいただければと思えます。まず、17ページにつきましては、実質収支に関する調書でございます。歳入総額が3億826万9,479円、歳出総額が2億8,289万4,911円、歳入歳出差引額2,537万4,568円、こちらから翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして継続費の通次繰越額850万円を差し引いた1,687万4,568円が実質収支となるものでございまして、実質収支のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額といたしまして847万4,568円を財政調整基金に繰り入れたものでございます。

なお、実質収支額から財政調整基金に繰り入れた847万4,568円を差し引いた840万円が平成29年度への繰越金となるものでございます。

続きまして、18ページ、財産に関する調書でございます。こちらにつきましては、1、公有財産、2、物品につきましては決算年度中の増減はございません。

3、基金につきましては、平成28年度末残高といたしまして財政調整基金が5,382万1,394円、施設整備基金が4,070万9,297円となっております。

最後に、初めのほう、意見書のほうにお戻りいただきまして、意見書をお開きいただきまして、2ページ目の5番、審査の結果ということでございます。読み上げさせていただきます。(1)、総括。審査に付された平成28年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計歳入歳出決算書及び同事項別明細書、実質収支に関する調書並びに財産に関する調書書類等は、関係法令に準拠して適正に作成されており、その計数は、関係帳簿その証書書類と照合した結果、誤りのないものと認めます。(2)、執行状況及び事業運営状況等に関する事項。平成28年度における予算の執行状況、事業の運営状況及び関連事項等は、適正であり、効率的に行われていると認められます。なお、今後も、効果的な事業執行を確保する体制等の整備を図るとともに、事務事業についてもより一層の改善に向け再度見直しを行い、良好な組合経営が継続的に行われるよう努めてくださいとのご意見を頂戴しております。

議案第1号については以上でございます。

続きまして、議案第2号でございます。議案第2号につきましては、佐倉市、四街道市、酒々井町葬

祭組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。今回の改正につきましては、国人事委員規則の一部改正によりまして、育児休業の再度の取得等ができる特別な事情といたしまして、「保育所等における保育を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」が加えられたことから、同様の改正を行おうとするものでございます。

議案資料第2号の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。まず、第3条第6号につきましては同一の子について再度の育児休業ができる特別な事情として、第4条につきましては育児休業の期間の再度の延長ができる特別な事情として、第10条第7号につきましては育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合においても再度の育児短時間勤務をすることができる特別な事情として先ほどお話しした「保育所等における保育を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」をそれぞれ加えるものでございます。

最後に、議案第3号でございます。議案第3号につきましては、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。当組合が準拠しております佐倉市さんの給与条例の改正に準じまして、職員の通勤手当における普通自動車等の使用者に関する経過措置を削ろうとするものでございます。

普通自動車等の使用者に係る通勤手当につきましては、平成28年10月より千葉県の支給額と同額とする改正を行いまして、激減緩和を目的とする経過措置として3,000円の加算をしているところでございます。この経過措置を平成30年4月より廃止するというような改正になってございます。

以上をもちまして議案3件の細部説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（押尾豊幸） ありがとうございます。

◎質疑、討論、採決

○議長（押尾豊幸） これより従前同様に1議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

質疑は、一問一答にてお願いをいたします。

なお、再質問は2回まででございます。

議案第1号について質疑のある方はいらっしゃいますか。

○2番（五十嵐智美） 議長。

○議長（押尾豊幸） 五十嵐議員。

○2番（五十嵐智美） 決算の状況で入札のことでお伺いしたいんですが、28年度の入札状況を見せていただいたのですが、予定価格が全く書いていないので、1社入札で応札したところとそうでないところがあるのですが、それはどんな理由で1社で応札して落札になったのと不調になったの、その違いは何なのでしょう。

それとあと、不調も結構あったのですが、2回目の不調になって、結局は話し合いで契約金額が決まったというのは何件かありますが、こういったものの経過について伺いたいのですが。

○事務局長（川口博之） 議長。

○議長（押尾豊幸） 事務局長。

○事務局長（川口博之） 現在の組合のほうの入札につきましては、制限つき一般競争入札ということになってございまして、当然ながらそこに参加する業者さんということで何社ある場合、1社しかない場合ということもあります。過去出納検査等でも指摘があったところではございますが、参加できるよ

うな何かもう少し広くお知らせするようなことはないのかというような状況もご指摘いただいたところ
でございます。現在の入札のお知らせにつきましては、組合のホームページまたは各構成市町さんに掲
示をお願いすること、あとは建設関係の新聞社のほうに情報を提供いたしまして掲載を依頼するとい
うような状況でございますが、なかなか個別に業者さんに参加してよというような形でこちらから動けな
いところもございまして、1社しかない場合もあるというような状況になってございます。現在組合の
ほうといたしまして予定価格の公表をしておらないところでございますので、実質不調になったとい
うこともあろうかと思いますが、ちょっとその状況については各業者さんの見積もりというところもござ
いますので、何とも私どものほうでというところが厳しいところでございますが、基本的には設計をき
ちんと組みまして予定価格を設定してやっておりますので、適正な金額での執行はさせていただいて
いるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○2番（五十嵐智美） 議長。

○議長（押尾豊幸） 五十嵐議員。

○2番（五十嵐智美） ちょっとお答え、私の質問、あれのお答えなのですが、1社入札で応札している
ところもあるし、1社入札で不調のところもあるわけです。それは、どういう基準でなっているのかと
いうのを聞きたいのです。

○事務局長（川口博之） 議長。

○議長（押尾豊幸） 事務局長。

○事務局長（川口博之） 入札に関しましては、事前にあらかじめ予定価格を設定してございます。当然
予定価格が上限でございまして、その範疇であれば1社にかかわらず応札した結果として落札というこ
とになるわけでございます。ただ、予定価格を超えてしまって不調になった場合でも、差額が余り大き
くない場合には、その業者さんと協議をいたしまして、協議が調えば随意契約という形で契約を締結す
ることができます。ただ、業者さんのほうでそれではちょっと無理だよということであれば、最終的に
は不調になるというような内容になるかと思えます。

○2番（五十嵐智美） 議長。

○議長（押尾豊幸） 五十嵐議員。

○2番（五十嵐智美） その結果として出てくるということですが、これだけ見ると一般競争入札とい
う形をとっていらっしゃるということですが、これだけ見ると一般競争入札とい
うか、わからないわけです。結局予定価格も出ていないですし、それよりオーバーしたから不調だとい
うことだと思うのですが、1社応札できなかった場合。でも、それはこれを見ただけではわからない
わけです。結局予定価格自体がどうなのかというのがあるのですけれども、予定価格が出ていないので、
多分これですと応札したところが例えば何%で落札したのかというのわからないですし、予定価格に
対して。そういうことが全く見えないというのは入札というか、そういう一般競争入札としていかな
ものかというふうに思いました。私これ何年か前にも多分入札についてちょっとお聞きしたときに、そ
れは改善を求めたと思うのですが、今回はまたすぐということではできないというふうに考えますので、
もうちょっと開かれた入札制度、一般競争入札として、これだどうしても価格自体がオープンになっ
ていないということは見えないところで何をされているのかということもちょっとわからないです。
ですから、もう少ししっかりと開かれた入札というか、一般競争入札としてどうなのかということ

も検討していただきたいと思います。それは質問ではないので。

○議長（押尾豊幸） 要望ですか。

○2番（五十嵐智美） はい、要望です。

もう一つ、別の質問をさせて……これ1号議案だけの質問でいいですか。

○議長（押尾豊幸） そうです、1号議案だけ。

○2番（五十嵐智美） それとあと、利用状況で、最後告别室ですか、特別使用というのがあって、年々ふえていっているような状況もあるようですが、これは佐倉市議会も含めてのことなのですが、やはり家族葬とかもふえていますし、家族葬の一般の民間もふえているのは本当にいいと思うのですが、それに対応してこちらの葬祭組合のほうで何らかの対応策みたいなものはこれまで考えていらっしゃるのでしょうか。こういう結果が出ていることもあるので、その辺はいかがなのでしょう。

○事務局長（川口博之） 議長。

○議長（押尾豊幸） 事務局長。

○事務局長（川口博之） 今ご指摘のございました家族葬といいますか、小規模な葬儀ということでございますが、この第3告别室の特別使用ということにつきましては、過去議会のほうからのご要望がありまして、そういう流れで、当初告别室が3つあったわけですが、その1つを改装いたしまして、小規模な葬儀ができるような形ということで条例、使用料等の改正もいたしまして現在第3告别室という部屋を設けてお使いいただいているという状況でございます。件数、今第3告别室の使用につきましては1日1件、ほかのやはり式場であったりとか、そういうものの支障にならないように時間を決めまして1日1件という形で使用をいただいているものでございますが、先ほど主要成果説明の19ページのほうをごらんいただければと思いますけども、こちらに年間の件数ということで過去3年間の件数が載ってございますが、おおむね50件前後ということでございまして、まだお使いになるような状況であればお使いになれる日はあろうかなとは思いますが、ただ、組合のほうからこういうような部屋がありますので、お使いくださいというようなことはなかなか難しいものでございまして、間に入りませ葬祭業者さんのほうからのご要望といいますか、葬家さんとの打ち合わせの中でお使いいただけるというような状況になってございますので、現況といたしましては現在の体制でもう少し様子を見たいというふうにございます。

以上でございます。

○2番（五十嵐智美） 議長。

○議長（押尾豊幸） 五十嵐議員。

○2番（五十嵐智美） 先ほどのページ数でいうと15ページなのですが、火葬場使用料と、こちらの明細、火葬件数及び使用料ということなのですが、違いを説明していただきたいと思って。28年度の火葬使用料が2,739件とありますね、一番最初のところに。それで、こちらの16ページのほうには28年度2,726件というふうに書いてあるのですが、火葬件数。この数字の違いは何なのでしょう。

○事務局長（川口博之） 議長。

○議長（押尾豊幸） 事務局長。

○事務局長（川口博之） 15ページの火葬場使用料につきましては、全件数ということで2,739件ということでございます。16ページにつきましては、先ほどご説明いたしましたけれども、区分ごとということになってございまして、こちらは①、大人、子供、死胎の件数、続きましてめくっていただきまして

改葬、身体の一部、こちらのほうの数を足しまして合計といたしまして2,739件ということになっているものでございます。区分の違いで合計したものであるということでございます。

○議長（押尾豊幸） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押尾豊幸） ないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押尾豊幸） 討論はなしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（押尾豊幸） 挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号について質疑はございますか。

○2番（五十嵐智美） 議長。

○議長（押尾豊幸） 五十嵐議員。

○2番（五十嵐智美） この2号の条例の対象者という方はいらっしゃいますか。

○事務局長（川口博之） 議長。

○議長（押尾豊幸） 事務局長。

○事務局長（川口博之） 現在の職員の状況、把握しているところでございますと、家庭等の環境で対象者は今いないような状況でございます。

○2番（五十嵐智美） 議長。

○議長（押尾豊幸） 五十嵐議員。

○2番（五十嵐智美） 決算の1号議案のほうにもありましたが、女性活躍推進法の事業主計画を行っていると思うのですが、こちらの一部事務組合のほうで女性の対象職員の方というのは何人いらっしゃるのですか。

○事務局長（川口博之） 議長。

○議長（押尾豊幸） 事務局長。

○事務局長（川口博之） 現状女性職員は、正規の職員は1名ということです。

○議長（押尾豊幸） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押尾豊幸） 質疑は終結いたします。

続いて、討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押尾豊幸） 討論はなしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（押尾豊幸） 挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号について質疑はございますか。

○2番（五十嵐智美） 議長。

○議長（押尾豊幸） 五十嵐議員。

○2番（五十嵐智美） 3,000円ということですが、この年間の影響額というか、幾らですか。

○事務局長（川口博之） 議長。

○議長（押尾豊幸） 事務局長。

○事務局長（川口博之） 現在対象になる職員が9名でございます。今後通勤の方法等に変更がなければ、9名でございますので、年間といたしまして計算いたしますと32万4,000円でしょうか、30万強ということでございます。

以上でございます。

○2番（五十嵐智美） 議長。

○議長（押尾豊幸） 五十嵐議員。

○2番（五十嵐智美） こういうふうには減額になるわけですがけれども、個々の方々は納得されたということによろしいのですか。

○事務局長（川口博之） 議長。

○議長（押尾豊幸） 事務局長。

○事務局長（川口博之） 当然議会の議決を経てからの施行、平成30年の4月からということでございますので、このご議決をいただければ、それを受けまして各職員に対してご説明をするというふうを考えてございます。

○議長（押尾豊幸） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押尾豊幸） 質疑は終結いたします。

続いて、討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押尾豊幸） 討論はなしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（押尾豊幸） 挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（押尾豊幸） 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これにて平成29年11月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会を閉会いたします。

午後4時15分 閉会

以上のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議 長 押 尾 豊 幸

議 員 五 十 嵐 智 美

議 員 森 本 次 郎